

# 市民税・道民税 納税通知書

2 ページ目もしくは、3 ページ目（口座振替の方は3 ページ目もしくは、4 ページ目）  
 （札幌市以外の他市町村が発行している場合、様式・名称が異なる場合があります）

市民税・道民税の計算基礎

区分	課税所得金額	市民税	道民税
総所得①			
分離短期譲渡②			
分離長期譲渡③			
一般株式等の譲渡④			
上場株式等の譲渡⑤			
上場株式等の配当等⑥			
先物取引⑦			
配当戻金又は株式等 譲渡所得割額の控除額			
所得割額⑧			
(1)~(7)の合計-(8)			
均等割額⑨			

税額控除額	市民税	道民税
調整控除額		
配当控除額		
住宅借入金等 特別税額控除額		
寄附金税額控除額		
外国税額控除額		
所得割調整額		

※山林又は退職所得に係る課税所得金額等は、総所得に含めて表示しています。  
 市・道民税合計額⑩ 円

8月までに特別徴収を行う場合の公的年金の種類及び支払者

年金の種類	年金支払者	法人番号

10月以降に特別徴収を行う場合の公的年金の種類及び支払者

年金の種類	年金支払者	法人番号

## 〔政令指定都市で課税されている方〕

新税率（8%）により算出した市民税所得割額が記載されており、保育料の決定に使用する税額とは異なります。  
 保育料の決定に使用する旧税率（6%）で算出した所得割額は、下記のいずれかの方法で確認してください。

- ◆ 通知書に記載されている所得割額に 6/8 を乗じて算出  
 ※ ただし、簡易的な算出方法であり、正確な金額では無い可能性もあることから目安として使用してください。
- ◆ 旧税率による所得割額が記載されている「市・道民税証明書」を取得

年度 市民税・道民税課税明細書（ 年 月 日現在） 納税通知書番号

納税義務者住所氏名	合計所得金額	所得控除等の合計	市・道民税合計額
所得金額等			
営業等・農業			
不動産			
所得配当			
給付			
雑			
総合課税一時			
分離短期譲渡			
分離長期譲渡			
株式等一般分譲			
譲渡等上場分			
上場株式等の配当等			
先物取引			
山林・遺贈・寄附内債			
給付等収入			
公的年金等収入			
雑損失			
株式等損失			
先物取引損失			

所得控除等の合計	市・道民税合計額
雑損	所得割額
医療費	均等割額
社保・小規模	所得割額
控除	均等割額
生命保険料	
除地質保険料	
障害者	
等寡婦・寡夫	
の勤労学生	
内配偶者・扶養	
配偶者特別	
基礎	

扶養親族等の内訳		
配偶者	扶養親族	障害者
一老特	一老	一四特
般人定	同居人	別通

本人該当				
未成年者	障害者	寡婦	寡夫	勤労学生
一老特	一老	一四特		
般人定	同居人	別通		

○〈扶養親族等の内訳〉欄は、それぞれ下段に「\*」又は「人数」で表示しています。  
 ○〈扶養親族・同居〉欄には、同居老親等に該当する場合、老人扶養親族の内数として、その人数を表示しています。  
 ○〈障害者・同居〉欄には、同居特別障害者に該当する場合、特別障害者の内数として、その人数を表示しています。  
 ○16歳未満の扶養親族は、所得控除はありませんが、非課税基準の算定基礎に含まれます。  
 ○損益計算できない円未満の所得金額は、税額計算上0円とみなされます。

## 〔政令指定都市以外で課税されている方〕

記載されている市民税所得割額が保育料の決定に使用する所得割額となります。

※ 住宅借入金等特別税額控除等の減税を受けている方の場合、保育料の決定に使用する所得割額は減税前の金額を使用しますので、上記の金額と異なることがあります。